

Title	ドイツにおける大学文書館
Sub Title	Archives of the universities in Germany
Author	別府, 昭郎(Beppu, Akiro)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2006
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). No.23 (2006. ) ,p.1- 23
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集・ 大学史研究と大学アーカイブズ#正誤訂正あり
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20060000-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20060000-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ドイツにおける大学図書館

別府 昭郎

大学図書館は大学の記念碑である。  
——テュービンゲン大学図書館のパンフレットから

### 問題の設定

ドイツのたいていの団体組織は、独自の図書館をもっているのは当たり前と言っている。大学とて例外ではない。歴史の古い大学は言うに及ばず、廃止や統合された大学でも、大学にかかわる文書は、統合された大学の図書館か都市の図書館に大切に保管してあるのが実状だ。

ドイツでは、大学図書館はしばしば「大学の記念碑」(Gedächtnis der Universität)と言われている。同じドイツ語圏のオーストリアでは、図書館は「国家の記念碑」(Gedächtnis des Staates)と呼ばれている。いずれ

にしろ、ドイツであれ、オーストリアであれ、文書館は記念碑 (Gedächtnis) であると考えられていることに違いはない。これは、民族的な価値観の一つの表明と考えていいだろう。

わが国においては、外国の大学文書館を、客観的にであれ、主観的にであれ、紹介する段階はすでに終わったのではないかと思う。現在は、日本における大学文書館の性格、意義、機能、保存文書の分類の仕方、書類を学内各部署から文書館に移すシステム、残す文書と捨てる文書の分類基準、利用規定といった重要な事項を、各文書館ごとに、意識的・精密に検討する段階にきているのではなからうか。

私事を語ることになるが、私は今一八世紀のドイツ大学史を叙述する作業をしつつあり、もう出版社も決まっているが、作業は遅々として進まない。私の作業が進まないことはさておき、大学史において最も研究に不可欠なのは、大学文書館 (Universitätsarchiv) の存在であることは多言を要しない。小論でとくに取り扱うのはドイツの大学文書館であるが、何も模倣するために研究するのではなく、私たちの参考に資するために研究するのである。このことは、私たちの共通認識として持っておきたい。

そこで、小論では大学文書館について叙述することになるが、このばあい、①どのような文書が文化館には保存されているのか、②大学文書館はどのような任務、役割、機能を果たしているのか、③文書館を利用するにさいして、留意しなければならないことは何か、この三つの問題を中心に、考察を展開していこうと思う。

## 一 ドイツ語圏の大学文書館を持つ大学

どのようなドイツ語圏 (スイスの一部、ドイツ、オーストリア) の大学が自前の文書館をもっているのだら

うかという問題をまず考えてみよう。ほとんどすべての大学がもっていると言っているとよい。どういう大学が文書館を持っているか、まずABC順に個別大学の名前を挙げておこう。<sup>(1)</sup>

- アーヘン工業大学 (Aachen, Rheinisch-Westfälische Technische Hochschule)
- アウグスブルク大学 (Augsburg, Universität)
- バンベルク大学 (Bamberg, Otto-Friedrich-Universität)
- バーゼル大学 (Basel, Universität)
- ベルリン自由大学 (Berlin, Frei Universität)
- ベルリンフンボルト (Berlin, Humboldt-Universität, ehemals Friedrich-Wilhelms-Universität)
- ベルリン芸術大学 (Berlin, Universität der Künste)
- ベルン大学 (Bern, Universität)
- ビーレフェド大学 (Bielefeld, Universität)
- ボッフム大学 (Bochum, Ruhr-Universität)
- ボン大学 (Bonn, Rheinische Friedrich-Wilhelms-Universität)
- ブラウンシュヴァイク大学 (Braunschweig, Technische Universität Carolo-Wilhelmina)
- ブレーメン大学 (Bremen, Universität)
- ケムニッツ大学 (Chemnitz, Technische Universität Chemnitz-Zwickau)
- クラウスタール・ツェルフェルツ工業大学 (Clausthal-Zellerfeld, Technische Universität Clausthal-Zellerfeld)
- ドレスデン工業大学 (Dresden, Technische Universität)



フライブルク大学図書館（「真理は我らを自由にする」と書いてある。写真：筆者）

デュッセルドルフ大学 (Düsseldorf, Heinrich-Heine-Universität)  
エアランゲン・ニュールンベルク大学 (Erlangen-Nürnberg, Friedrich-Alexander-Universität)  
フランクフルト・アム・マイン大学 (Frankfurt a. M., Johann Wolfgang Goethe-Universität)  
フライブルク工業大学・鉱山アカデミー (Freiburg, Technische Universität Bergakademie)  
フライブルク大学 (Freiburg, Albert-Ludwigs-Universität)  
ギーセン大学 (Gießen, Justus-Liebig-Universität, ehemals Ludwigs-Universität)

ゲッティンゲン大学 (Göttingen, Georg-August-Universität)

グラーツ大学 (Graz, Karl-Franzens-Universität)

グラーツ音楽・描写芸術大学 (Graz, Universität für Musik und darstellende Kunst)

グライフスヴァルト大学 (Greifswald, Ernst-Moritz-Arntt Universität)

ハレ大学 (Halle, Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg, ehemals Vereinigte Friedrichs-Universität Halle-Wittenberg)

ハイデルベルク大学 (Heidelberg, Ruprecht-Karls-Universität)

ホッヘンハイム大学 (Hohenheim, Universität)

- イルメナウ大学 (Ilmenau, Technische Universität)
- インスブルック大学 (Innsbruck, Leopold-Franzens-Universität)
- イェナ大学 (Jena, Friedrich-Schiller-Universität)
- カールスルーエ大学 (Karlsruhe, Universität Karlsruhe Technische Hochschule)
- キール大学 (Kiel, Christian-Albrechts-Universität)
- ケルン大学 (Köln, Universität)
- コンスタンツ大学 (Konstanz, Universität)
- ライプツィヒ大学 (Leipzig, Universität)
- マグデブルク大学 (Magdeburg, Otto-von-Guericke-Universität)
- マインツ大学 (Mainz, Johannes-Gutenberg-Universität)
- マールブルク大学 (Marburg, Philipps-Universität, Universität archiv im Hessischen Staatsarchiv Marburg)
- ミュンヘン大学 (München, Ludwig-Maximilians-Universität)
- ミュンヘン工業大学 (München, Technische Hochschule)
- ミュンスター大学 (Münster, Westfälische Wilhelms-Universität)
- ポツダム大学 (Potsdam, Universität)
- ロストック大学 (Rostock, Universität)
- ザールブルッケン大学 (Saarbrücken, Universität des Saarlandes)
- ザルツブルク大学 (Salzburg, Paris-London-Universität)



ハイデルベルク大学本部（後ろにお城がみえる。写真：筆者）



ミュンヘン大学（この中に文書館がある。写真：筆者）

テュービンゲン大学 (Tübingen, Eberhard-Karls-Universität)

ヴイーン大学 (Wien, Universität)

ヴイーン工業大学 (Wien, Technische Universität)

ヴイーン音楽 描写芸術大学 (Wien, Universität für Musik und darstellende Kunst)

ヴルツブルク大学 (Würzburg, Julius-Maximilians-Universität)

これらの大学のなかで、マールブルク大学は独自の文書館を持たず、大学にかんする文書は、マールブルク市にあるヘッセン州立文書館に保存されている。ケルン大学は、中世に創設され、一八世紀と一九世紀の交錯期に閉鎖され、第一次世界大戦後には再建されるが、旧大学にかんする文書は、ケルン市の文書館に保存され



ミュンヘン大学文書館図書館（写真：筆者）

ている。この二つの大学は歴史は異なっているが、独自の文書館を持たずに、大学のある都市の文書館に、大学にかんする文書はきちんと保管されている事実は押さえておかなければなるまい。

## 二 三大学の文書館

これら上記のすべての大学の文書館について考察することも方法論的には考えられるが、考察する大学の文書館をいくつかに限定しても、大学文書館に共通する性格は把握できるであろう。具体的に言えば、私が直接見聞した大学文書館のなかから、テュービンゲン、ミュンヘン、ヴイーンの三つの大学に限定して考察したい。

個別の大学文書館について述べる前に、まず言っておかなければならないことは、大学文書館について語るには、その文書館の属する大学の歴史を無視しては語れないということである。大学あつての文書館だからである。

### 1 ミュンヘン大学文書館

ミュンヘン大学は、インゴルシュタット（一四七二）に創設され、ランズフート（一八〇〇）、ミュンヘン（一八二六）と移転することによって、サバイバルしてきた特異な歴史を持っている。しがって、ミュンヘン大学は、正式に一四七二年を創設年としている。

この大学の文書館は、私が研究生生活を送ったところなので、個人的にも最



もなじみが深い。

(1) 保存文書 はじめて文書館の古文書類をみたとき、その量と質には、どきもをぬかれた。五〇〇年にわたる大学の記録類が保存してあるのだから、重厚な感じがしたのは当然であろう。一例をあげると、マトリケル (Matrikel) と呼ばれる学籍登録簿 (一四七二年から)、各学部や評議会の議事録 (Protokoll)、大学へ来た学生からの手紙とそれへの返事 (Studenten-Briefwechsel)、学生の懲罰記録、写真つきの王子の入学記録、業務日誌、全学部の文書類、訪問者の名簿、写真つきの学生の索引カード (いつ入学したか、いつ退学〔転学〕したか、何学期学んだか、何を学んだかなど)、マグステルやドクトルの学位取得者に関する書類、教師個人に関する記録など豊富にあった。

(2) 任務・機能 とりわけ、一九世紀と二〇世紀の精神史 (インテレクチュアル・ヒストリー) の研究に寄与することを、主たる任務と位置づけている。

(3) 利用規定 (Benützungsordnung) 利用規定は、一九九一年一月一四日に所長 (Vorstand) ベーム教授 (Prof. Dr. Laetitia Boehm) の名前で公布されたものである。利用規定は、第一章妥当範囲、第二章利用、第三章利用費用 (無料)、第四章付則から、成り立っている。

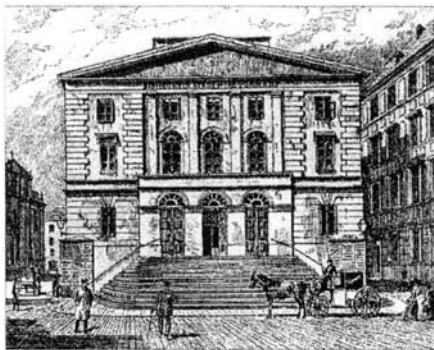
(4) 法的根拠 一九八九年のバイエルンの文書館法 (BayArchivG) に則って、設置されている。<sup>(2)</sup>

## 2 ヴィーン大学

(1) 文書館の歴史 ヴィーンでは、一三六五年に大学が創設され、一三八八年にはもう「大学の木箱」(Archiv universitatis) が購入されている。その木箱の周りを鉄で強化し、歴代の学長たちは、その中に重要な



旧ウィーン大学と教会（Bernardo Belletto筆、  
芸術歴史博物館所蔵）



現ウィーン大学文書館 旧図書館（ウィーン  
大学文書館パンフレットより）

法的文書や印璽を入れて保管した。一六世紀になると、「記録所」(Archivum Universitatis) が創設・運営され、法的・歴史的に重要な記録類を備える施設となった。一七〇八年以降になると文書係の名前が分かってくる。「文書係」(Archivarius Universitatis) の職は、神学部や哲学部の教授たちが名誉職的に担当するようになった。パリの古学院文書(一八二二年創設)を模倣して、一八五四年に「オーストリア歴史研究所」(Institut für österreichische Forschung) が創設され、歴史学の系統的学習の場所となった。<sup>(3)</sup>

一八七五年になると、学長事務局や学部の古い書類、国民団、大学事務職員、ブルザ、財団などの記録類を集めて、中央文書館が創設された。それ以来、文書館は、専任の文書係と歴史家が面倒をみてきたが、一九五三年に大学の直接の指揮下に置かれた。現在、専任の文書係の養成は、上記の「オーストリア歴史研究所」が



1377年以降のウィーン大学最古のマトリケル (ウィーン大学図書館バンフレットより)

担っている。

この事例からも明らかのように、図書館の原型(胚珠細胞)は、重要書類を保管した箱であったのである。ここには、数百年という長い時間をかけて、物↓非常勤(兼任)のポスト↓専任のポストというように発展してきた歴史を見ることができ。

(2) 任務 ウィーン大学図書館の任務は以下のように要約することができよう。

① 文書の保存、文書の発掘、大学の歴史的伝承物の手配(Breistellung)、学術的研究・教授や大学行政の目的のために、大学史にかかわるものを収集すること。

② 大学史や科学(学問史)にかかわる著者の公刊、講演、展示をすること、専門的なプロジェクトを援助(補助)すること。

③ 図書館利用者のために、専門的な助言をすること。

これらの三つの点にまとめることができよう。

(3) 保存物 ウィーン大学の図書館には、どのような文書が保存してあるのか。その例を挙げておこう。

創設文書、印璽、マトリケル、大学評議会の議事録、ペデル職、学位取得者の名簿、会計係、大学会計、カトリック神学部・法学部・哲学部など学部にかんする文書、国民団(オーストリア、ライン、ハンガリー、ザクセン、ライン、スラブの国民団)の文書、また各研究所などの文書などが、保存されている。

(4) 文書公開の原則 古文書に保存してある文書をむやみやたらと公開しているのではない。通常の文書と個人にかかわる文書は、公開が制限されている。すなわち、通常の文書は三〇年以上、個人にかかわる文書は五〇年以上経過しないと入手できない(公開されない)。これは法規定に則ってそう定められている。

(5) 開館時間 図書館があげられている時間と曜日も決められている。月曜日はあけられておらず、火曜日と水曜日は朝九時から一五時三〇分まで、木曜日は朝九時から一九時まで、金曜日は朝九時から一二時までである。外国人が利用するばあいに気をつけなければならないことは、七月と八月は開館時間が異なっていることだろう。すなわち、火・水曜日は一三時から一五時三〇分までのたった二時間半、木曜日は一三時から一五時までの開館である。夏休みはたつぷりとる国民性なのである。

(6) 陣容 図書館の運営にかかわる人は、ドクター学位保持者二人、マギステル一人秘書三人、その外、法学部やプロテスタント神学部、会計事務を担当している人一人、計七人いる。これらの人々が、図書館の図書館、収集物、各学部、学生登録簿、大学評議会、一八〇〇年以前の旧大学、雑誌などを手わけして担当している。

(7) 出版物 文書館編の『ヴィーン大学史』<sup>(4)</sup>「巡」その他の研究刊行物を出している。とりわけ、前者は、写真を多用しており、フランツ・ガルの『ヴィーン大学小史』<sup>(5)</sup>よりも読みやすい。

### 3 テュービンゲン大学

(1) 保存文書 テュービンゲン(エーベルハルド・カールズ)大学の文書館の保存文書は、国家(といってもドイツでは州)文書から、学生文書、大学付属各団体に至るまで、多岐にわたっているが、それらの一部



チュービンゲン大学本部 (写真：筆者)

を整理して示そう。

A、国家関連…クラトールや行政委員会についての文書や国家試験に関する文書。

B、大学の中央組織…学長、カンツラー、評議会、大学創設文書、大学裁判所、財務運営組織、法律顧問についての文書。

C、各学部関連…学籍登録簿(マトリケル)、博士論文、会議体、寮。

D、施設、ゼミナール、研究所など…大学図書館、経済学ゼミナール、

解剖学研究所、人間学研究所、心理学研究所、芸術史研究所、歴史学研究所、化学研究所、植物学、動物学研究所などについての文書。

E、大学病院…大学病院の運営、大学病院の患者についての文書。

F、学生にかかわる文書。

G、奨学金にかかわる文書。

H、団体、社团、団体の文書。

(2) 任務・役割 テュービンゲン大学の文書館は、研究、教育、大学についての学習、大学の自己運営、その他学術的活動や客観的情報のために奉仕する任務を持っている。大学組織や学部、大学運営にかかわる文書類は、作られて少なくとも三〇年たつてから、文書館に提供される。文書館の任務は、これら文書類が現にあり、それらが歴史的な価値をもっていれば、それらを管理し、保存することが任務となっている。

(3) 文書館の歴史 テュービンゲン大学は一四七七年に創設された。その時の創設特許状や創設当初から

の重要な文書類は大学の宝物である。それらを保存しなければならぬ。それらは、一五四九年以来旧アウラに保管されていたが、今の文書館の歴史は、一八六五年に新しい形でテュービンゲン大学文書館が創設されたことに始まった。一九六四年には、文書館は、大学評議会の決定に基づき、大学図書館から切り離されて、学長の直接の支配下に置かれた。

以上、筆者になじみの深い三つの大学の文書館について述べてきた。これによっても、ドイツの大学文書館に共通している任務・機能、保存文書などについて垣間見ることができ、利用する際に留意すべき事項、文書館の保存物、文書館の任務や機能、法的根拠などについて、今一度総括的にまとめておこう。

### 三 大学文書館の任務・役割、保存文書、法的根拠

#### 1 任務・役割 (Aufgaben)

大学文書館にはどういう任務・役割があるのだろうか。それは、大学の中心的サービス施設として、学内の全ての資(史)料を発掘・把握し、歴史研究に役立つか否かを判断し、引き取り、保管する役割を持っている。それだけではない。大学文書館は、公立文書館と同じ役割を、大学に関して、引き受けていると言えよう。言い換えれば、大学文書館は、研究、教育、学生や生徒の学習に役立ち、大学の自治 (Selbstverwaltung) や大学自身、大学運営に関する研究、その他の学術的活動や客観的情報の提供に奉仕すべく存在している。なかには、フライブルク大学文書館のように、コピーサービスをするところもある。



フライブルク大学の1460年のマトリケル  
(写真：筆者)



ウィーン大学1365年の特許状 (写真：筆者)

## 2 保存文書——どのようなものが保存されているか——

資料のなかには、創設特許状、マトリケル、大学評議会や学部の議事録などのように書類の他に、印璽、計画書、絵、フィルム、音声記録媒体、データ記録媒体などのもも保管する。音声やデータの記録媒体は、現代という時代を表すものである。

任務からいっても保存文書からいっても、大学文書館は大学史の研究に欠かすことが出来ない。

## 3 法的根拠

大学文書館は、大学を設置している州の法規に則って、設置されている。法的根拠は、たいていのばあい、

各州の「大学法」(これは、連邦の『大学大綱法』に基づいて施行されている)に基づいて、設置されている。ちなみに、ミュンヘンでは、バイエルン州法に基づき、「ドイツ博物館」、「ミュンヘン大学ルードヴィヒ・マクシミリアン大学」、「ミュンヘン工業大学」の三つの施設に、文書館がある。<sup>(6)</sup>

#### 四 文書館利用について

大学文書館は、たいていのばあい、興味を持つ人は誰でも利用できるようになっている。多くの大学文書館は、「公的施設として、大学文書館の利用は、興味を持っているひとは誰でも可能である」という趣旨の文句をうたっている。<sup>(7)</sup>

このように誰でも利用できるが、利用にあたっては、利用する側もそれなりに準備をしておかなければならない。利用する側の準備のことは、文書館の利用規定(Benutzungsordnung)には書いてない。書いてあるのは、開館時間とか利用できる人の身分など、外的事項にすぎない。ここで問題にしたいのは、利用者の内面にかかわる内的事項である。

大学の古文書を研究するにさいして問題になるのは、古文書の種類、形式、要素、文書の価値の決定であろう。それらの問題をクリアして、いよいよ文書館を利用することになる。いや、利用しながら、具体的に問題をクリアしていくことになろう。

文書館は、大学史について考える際の宝庫と言ってもよい。その大学史について考える素材がそろっている。しかし、何でもそろっているからと言って、それに甘えてはいけない。こちらから、項目をしぼり、はたらし



かける必要がある。項目をしぼるためには、大学の歴史にかんする知識が少しは必要であろう。また、現在において問題になり、影響をもっている事項の由来・原因を求めることも可能であろう。たとえば、知りたい事項が「大学教師」(Universitätslehrer)であれば、ハビリタツイオン(大学教授資格試験)、その大学の教師になった日、保持している学位、教授した科目、職階、給与の額、教えた学生数などがかわつてこよう。われわれ現代に生きる者が、大学文書館を使うさいに、どのようなことに留意すべきか。

①われわれの意識が、どんなに歴史的条件や地理的条件に規定されていようとも、大学史の事項および大  
学文書についての最低の知識は持っていなければ、大学文書館を利用することができない。少なくとも、  
必要な知識を引き出すことに自分の方から大きな制限を作ることにならう。

②大学文書館は、その大学の歴史的事項についての宝庫であるから、現在において、問題になっている事  
項や事柄についての由来や原因を探索することができる。

③大学史にかんする知識とも関係するが、大学文書館から得た知識をやたらに並べても大学史はできあが  
らない。ハーバード・ノーマンが言うように、「歴史とは本来関連した事実を選びだして、その相互関  
係を評価すること」であるとするならば、歴史事実のもっている意味を読み取るための理論的枠組み、  
主体的観点、もつと言えばプロットを持って、大学文書館に保存してある文書に、働きかける必要があ  
らう。理論的枠組み、プロットは事実にあふれて、変更を余儀なくされることもある。

④文書館に保存してある文書は、書かれた時代にはある方向の価値判断をもつていようが、研究という立  
場から言えば、ニュートラルな性格をもっているのだから、それを予見やイデオロギーでねじまげるこ  
とをせず、あくまでも帰納法・上向法で、謙虚に文書に臨まなければならない。

以上、大学文書館を利用するにあたって、大学史および大学文書についての最低限の知識は持っていないければならないこと、大学文書館は知識の宝庫であり、現在の問題の由来や原因を知ることができること、理論的枠組み・プロットが不可欠なこと、予見やイデオロギーで事実をねじまげてはいけないことの四点を挙げた。まだ他にあるかも知れないが、これらはみな利用する者の内面にかかわる事柄と言つてよい。

## 五 大学文書館と大学史叙述

大学文書館がなければ、すぐれた、質の高い史料集や大学史叙述は生まれない。大学史は、文書館の質に依存するという認識はただしい。最近では、学術的批判に耐えうる個別大学の歴史が、陸続として出版されている。こういう歴史叙述や史料集は、文書館なしでは、書いたり、史料を集めたりすることが難しい。その典型を、全部ではないが、いくつか挙げてみよう。

(1) ヴェーン大学 ヴェーン大学史では、キンクの『ヴェーン大学史』<sup>(8)</sup>やアシュバッハの『ヴェーン大学史』<sup>(9)</sup>が挙げられる。

(2) ハイデルベルク大学 ハイデルベルク大学史では、ヴィンケルマンの『ハイデルベルク大学の史料集』<sup>(10)</sup>やツロベックの『二六世紀から一八世紀にかけてのハイデルベルク大学の学則と改革』<sup>(11)</sup>、ハウツの『ハイデルベルク大学史』<sup>(12)</sup>、ゲルハルト・リッターの『ハイデルベルク大学史』<sup>(13)</sup>、新しいところでは、『ハイデルベルク大学六〇〇年記念誌』<sup>(14)</sup>が挙げられる。

(3) ミュンヘン大学 カール・プラントルの『インゴルシュタット、ランズフート、ミュンヘン大学史』<sup>(15)</sup>、



ハイデルベルク大学の1386年の印璽  
(1986年のカレンダーより)



学長の交代 インゴルシュタットの大学の  
マトリケル (写真：筆者)

ベーム (Boehm, Laetitia)、シュペエル (Sport, Johannes) 編になるミュンヘン大学の歴史書シリーズ<sup>(16)</sup>、メーデーラーが、三〇〇(一七七二)年を記念して編集した『インゴルシュタット大学年代記』<sup>(17)</sup>などが、挙げられる。

(4) テュービンゲン大学 ロートの『一四七六年—一五五〇年までのテュービンゲン大学史料集』<sup>(18)</sup>やエヤハルトの『テュービンゲン大学教授のイメージ』<sup>(19)</sup>、ハーラーの『テュービンゲン大学の始まり』<sup>(20)</sup>などが、忘れられてはならない。

(5) ヴィットテンベルク大学 フリーデンスブルクの『ヴィットテンベルク大学史料集』<sup>(21)</sup>やその叙述である『ヴィットテンベルク大学史』<sup>(22)</sup>、フェールステマンの『ヴィットテンベルク大学のアルバム』<sup>(23)</sup>、イスラエルの『ヴィットテンベルク大学の文書館、その歴史と保存物』<sup>(24)</sup>などが挙げられる。

(6) マールブルク大学 マールブルク大学にんしては、ハイネメイメイヤーの『マールブルク大学の創設』<sup>(25)</sup>やヒルデブラントの『マールブルク大学の規則史料集』<sup>(26)</sup>がある。

(7) ヘルムシュテット大学 バウムガルトとピイツの『ヘルムシュテット大学の学則』<sup>(27)</sup>を挙げておこう。

(8) ヴュツブルク大学 ヴエゲレの『ヴュツブルク大学史』<sup>(28)</sup>がある。

(9) ゲッティンゲン大学 プユッターの『ゲッティンゲン大学史』<sup>(29)</sup>は、ゲッティンゲン大学史を研究するさに、落とすことのできない文献である。

その他、上記の個別大学史があつてはじめて可能になった包括的な大学史も挙げておこう。フリードリッヒ・パウルゼン『教育史』二巻本<sup>(30)</sup>および『ドイツ大学と大学研究』、ゲオルグ・カウフマン『ドイツ大学の歴史』二巻本<sup>(32)</sup>、H・ラシュドール、横尾壮英訳『大学の起原』上・中・下<sup>(33)</sup>(東洋館、一九六六―一九六八)、ステファーン・デイルセー、池端次郎訳『大学史』上・下<sup>(34)</sup>(東洋館、一九八八)などは、文書館と個別大学史があつてはじめて書かれたと言えよう。

しかし、個別大学史は、一方では、たしかにプラールのいうように「大学は誰のものかという根本的な問いかけがなされておらず、しかも党派性を隠ぺいし、歴史の発展を偶然としてとらえている」<sup>(35)</sup>と批判される側面がないわけではない。とはいえ、こういう批判がなされる他方では、個別大学史の存在がドイツの大学史の研究をやりやすくしていることは否めない。後世の学術的な批判に十分耐えうる個別大学史を作成しようとする努力も絶えず続けられている事実も評価していいだろう。そして、パウルゼンやカウフマン、ラシュドールの仕事は、その多くをこのような個別大学史研究があつたからこそ可能になったという事実を目をつぶるわけにはいかないだろう。

日本でも早島瑛氏（元関西学院大学教授）が、ドイツの商科大学の文書館を利用して、デプローム・カフマンについての研究をドイツ語で発表している。この業績にはドイツの研究者も驚嘆している。これが可能なのは、文書館あつてのことと断言してもよい。

筆者も①どのような学問が教えられたか（旧来の学問にまじって、どのような新しい学問が出てきたか）、②どのような組織構造をしていたか（付属研究施設も含む）、③どのような意思決定機関を持っていたか（付属研究施設も含む）、④教授はどれくらいの給料をもらっていたか、⑤大学は、どのような方策をもって、サバイバルしてきたか、⑥どのような大学を支える考え方がなされていたかという中核的視点をもって、一八世紀ドイツ大学史を調べているところであるが、このような問題を考察するにあたっては、どうしても文書館にお世話にならざるを得ない。現にお世話になっている。

#### 注

- (1) <http://www.burschenschaft.de/universitaetsarchiv.htm> でドイツ、オーストリア、スイスにあるドイツ語圏の大学文書館の概観をみる事ができる。
- (2) Bayerisches Archivgesetz. Vom 22. Dezember 1989.
- (3) ベルンハイム、小野鉄二訳『歴史とは何ぞや』岩波文庫、九九頁。
- (4) Herausgegeben vom Archiv der Universität Wien, *Rundgang durch die Geschichte der Universität Wien*.
- (5) Gall, Franz, *Kleine Geschichte Universität Wien*.
- (6) Archives of the Munich Center for the History of Science and Technology.



1472年のインゴルシュタット大学のマトリケル (写真：筆者)

- (7) Das Universitätsarchiv der Universität Freiburg.
- (8) Kink, R., *Geschichte der kaiserlichen Universität zu Wien*, Bd.1.2, 1854.
- (9) Aschbach, J., *Geschichte der Wiener Universität*, Bd.1-3, 1865-1888.
- (10) Winkelmann, E., *Urkundenbuch der Universität Heidelberg*, Bd.1, Bd.2, 1886.
- (11) Thorbecke, August., *Statuten und Reformationen der Universität Heidelberg von 16. bis 18. Jahrhundert*, 1891.
- (12) Hautz, Joh.F., *Geschichte der Universität Heidelberg*, Erster Band,1862, Zweiter Band, 1864.
- (13) Ritter,G., *Die Heidelberger Universität*, 1936.
- (14) *SEMPER APERTUS*, Bd.1-6, 1986.
- (15) Prantl, C., *Geschichte der Ludwig-Maximilians-Universität in Ingolstadt, Landshut, München*, Bd.1.2, 1872, Neudruck 1968.
- (16) *LUDOVICO MAXIMILLIANEA*.
- (17) Jo.Nep.Mederer, *Annales Ingolstadtensis Academiae*.
- (18) Roth,Rudolph von, *Urkunden zur Geschichte der Universität Tübingen aus den Jahren 1476-1550,1877*, Neudruck 1973.
- (19) Ehard, Cellius, *IMAGINES PROFESSORUM TUBINGENSISU sine Geschichte und seine Bestände. Nebst den Regesten der Urkunden des Allerheiligensstiftes und Fundationsurkunden der Universität Wittenberg*, Bd.1, 2, Neudruck 1981.
- (20) Haller, J., *Die Anfänge der Universität Tübingen 1477-1537*, Erster Teil, 1927, Zweiter Teil,1929.

- (21) Friedensburg,Walter, *Urkundenbuch der Universität Wittenberg*, Teil 1, 1926 Teil 2, 1927.
  - (22) Friedensburg,Walter, *Geschichte derUniversität Wittenberg*,1917.
  - (23) Förstmann,Karl Eduard, *ALBUM ACADEMIAE VITTEBERGENSIS*, Ältere Reihe in 3 Bänden 1502-1560,1841,1894, 1905. Neudruck 1976.
  - (24) Israel, Friedrich, *Das Wittenberger Universität sarchiv* , 1913.
  - (25) Heinemeyer W., *Zur Gründung des "universale studium Marburgense"*, in: *Academia Marburgensis Beiträge zur Geschichte der Philipps-Universität Marburg*, Bd.1,1977.
  - (26) Hildebrand, B., *Urkundensammlung über die Verfassung der Universität Marburg*,1848.
  - (27) Baumgart, Peter und Pitz, Ernst, *Die Statuten der Universität Helmstedt*, 1963.
  - (28) Wegele,F.X.von, *Geschichte der Universität Wrtzburg*, Bd.1,Bd.2,1882.
  - (29) Johann Stephan Püter, *Versuch eineracademischen Gelehrten=Geschichte von der Georg=Augustus=Universität zu Göttingen*, 1765.
  - (30) Paulsen, F., *Geschichte des gelehrten Unterrichts* Bdl. 1919, Bd.II 1921, Leipzig (Nachdruck, 1965 Berlin).
  - (31) Paulsen,F., *Die deutschen Universitäten und das Universitätsstudium*, 1902. Nachdruck 1966.
  - (32) Kaufmann,Georg *Die Geschichte der deutschen Universitäten*, (Bd. I 1888, Bd. II , 1896, Stuttgart)
  - (33) Rashdall,Hastings, *The universities of Europe in the Middel ages*. 1855-1924.
  - (34) D'Isay, Stephen, *Histoire des universités françaises et étrangères des origins à nos jours*. T.1 1933,T.2 1935.
  - (35) ハンスルーヴェルナー・プラール、山本尤訳『大学制度の社会史』（法政大学出版局、一九八八年）。
- わが国では、H・シエルスキー、田中昭徳・阿部謹也・中川勇治訳『大学の孤独と自由』（未来社、一九七〇年）や上記のプラールに書いてあることをもって、歴史の業績を評価することがしばしば行われているが、プラールやシエ

ルスキーは社会学者であり、とりわけブラールは、自分では史料の発掘は全くしないで歴史家の発掘した史料に依拠しつつ、当の歴史家を批判する態度に貫かれているので、大いに問題があると言わなければならない。翻訳されている社会学者の訳書に書いてあることに立脚して、歴史家の業績を裁くのはそろそろやめにして貰いたいと思うのは筆者だけであろうか。



『近代日本研究』第二十三卷 正誤訂正

ドイツにおける大学文書館

二頁 一一行目

【誤】文化館には

【正】文書館には

九頁 五行目

【誤】österreich

【正】österreichische

二〇頁 注(1)

【誤】burschenschaft

【正】burschenschaft

一一〇頁 注(5)

【註】Gall, Franz, *Kleine Geschichte Universität Wien.*

【註】Gall, Franz, *Die Alte Universität.*

一一一頁 注(19)

【註】und seine Bestände.

【註】und seine Bestände.

一一一頁 注(20)

【註】Zweiter Teil

【註】Zweiter Teil

一一二頁 注(25)

【註】*Beiträge* zur Geschichte der Philipps-Universität

【註】*Beiträge* zur Geschichte der Philipps-Universität

一一二頁 注(28)

【註】*Geschichte der Universität Würzburg,*

【正】*Geschichte der Universität Würzburg,*

一一二頁 注(29)

【註】*Versuch eineracademischen Gelehrten*

【正】*Versuch einer academischen Gelehrten*

一一二頁 注(31)

【註】*Die deutschen Universitäten und das Universitätsstudium*

【正】*Die deutschen Universitäten und das Universitätsstudium*

一一二頁 注(33)

【註】*The universities of Europe in the Middle ages*

【正】*The Universities of Europe in the Middle Ages*